

保存版

平成30年度 事業のあらまし

福利の広場
FUKURI NO HIROBA

No. 161
平成30年4月発行

- 健診事業、健康保持・増進 1～2
- 健康保持・増進、健康相談 2～4
- 共済組合・互助会の給付(医療費・祝金等) 4～9
- リフレッシュ推進事業、公益事業 10
- 生活の安定 10～11
- 退職互助部事業(給付・福祉) 11～12
- 共済組合及び互助会の貸付の事業 12
- 組合員資格変更等の際は手続きをお忘れなく!
 保養施設宿泊利用補助事業のご案内 13
- こころと体の相談窓口のご案内 14
- お問い合わせ先 15

山形県教育庁福利課／公立学校共済組合山形支部／一般財団法人山形県教職員互助会

NEW ホームページリニューアルしました!

▶ 公立学校共済組合山形支部

<http://www.kouritu.or.jp/yamagata/>



▶ 一般財団法人山形県教職員互助会

<http://www.yamakyogo.or.jp/>



健診事業、健康保持・増進

事業名		事業概要（対象者等）	実施主体	実施時期	摘 要
健 診	健 康 診 断	1 定期健康診断	県	4月～10月	問診、身長、体重、腹囲、視力、聴力、胸部検診、尿検査、 血圧測定、血液検査、心電図検査 胃検診（40歳以上の希望者（県立学校に勤務する職員については40歳以上の全職員）、35歳から39歳までの特に希望する者） 大腸がん検診（40歳以上の希望者） 肺がん検診（50歳以上の希望者） 眼底検診（健診機関の医師が必要と認めた者）
		2 特殊業務従事職員健康診断 ①VDT作業従事職員健康診断 VDT作業に常時従事する職員 ②農業散布業務従事職員健康診断 県立学校において、農業の調整及び散布業務に従事する職員 ③腰痛健康診断 県立特別支援学校において、介助業務に従事する職員	県	①10月～1月 ②6月～11月 ③10月～1月	要申請 ①年1回 ②年2回 ③年1回
		3 B型肝炎感染防止対策 県立学校においてB型肝炎に感染する可能性等のある職員	県	5月～3月	要申請 検査及びワクチン接種
事 業	人 間 ド ッ ク （一泊二日・二日間（通い））	1 指定年齢型人間ドック 4月1日現在、39歳、49歳、54歳の希望する組合員 2 準指定年齢型人間ドック 4月1日現在、59歳の希望する組合員 3 希望型人間ドック 4月1日現在、34歳以上の希望する組合員 （ただし、39歳、49歳、54歳を除く）	共 済 組 合	6月～3月	要申請 （申請者多数の場合は抽選） 実施予定人数 1,600人 自己負担金 13,800円
	内視鏡付（東北中央病院） 人 間 ド ッ ク （一泊二日）	1 胃部・大腸コース 4月1日現在、49歳以上の希望する組合員 2 胃部コース 4月1日現在、44歳以上の希望する組合員 （1は49歳、2は49歳・59歳を優先）	共 済 組 合	6月～3月	要申請 （申請者多数の場合は抽選） 1 実施予定人数 150人 自己負担金 16,300円 2 実施予定人員 250人 自己負担金 14,300円
	人 間 ド ッ ク （日帰り）	原則として4月1日現在、39歳未満の希望する組合員 （34歳未満を優先）	共 済 組 合	7月～1月	要申請 （申請者多数の場合は抽選） 実施予定人数 1,230人 自己負担金 6,400円
	脳 ド ッ ク （日帰り）	4月1日現在、39歳以上の希望する組合員 （59歳を優先）	共 済 組 合	7月～3月	要申請 （申請者多数の場合は抽選） 実施予定人数 270人 自己負担金 10,300円

健 診 事 業	脳と心のトータルケア付 人 間 ド ッ ク (一泊二日)	4月1日現在、39歳以上の希望する組合員	共 済 組 合	6月～2月	要申請（申請者多数の場合は抽選） 実施予定人数 120人 自己負担金 20,000円
	婦 人 が ん 検 診	1 子宮がん検診 希望する組合員 2 乳がん検診 4月1日現在、40歳以上の偶数年齢の 希望する組合員及び昨年度未受診の 奇数年齢の希望する組合員	共 済 組 合	7月～11月	要申請 自己負担なし
	被 扶 養 者 健 康 診 断	4月1日現在、20歳以上40歳未満の被扶養者	共 済 組 合	10月～12月	要申請（申請者多数の場合は抽選） 実施予定人員 140人 自己負担金 5,600円
	歯 周 疾 患 検 診	4月1日現在、20歳、30歳、40歳、50歳、59歳の組合員	共 済 組 合	7月～12月	自己負担金 1,000円
	被 扶 養 者 等 特 定 健 康 診 査	40歳以上75歳未満の被扶養者、及び任意継続組合員とその 被扶養者	共 済 組 合	6月～2月	自己負担なし
	特 定 保 健 指 導	特定健診の結果に基づき特定保健指導の対象となった、組 合員とその被扶養者、及び任意継続組合員とその被扶養者	共 済 組 合	6月～3月	自己負担なし
健 康 保 持 ・ 増 進	こ こ ろ と 体 の リ フ レ ッ シ ュ 講 座	所属所や組合員で構成される各種団体等が実施する健康 管理に関する講座に対し、講師を派遣又は講師謝礼等の費 用を補助	共 済 組 合	4月～2月	要申請 補助限度額 30,000円
	メ ン タ ル ヘ ル ス セ ミ ナ ー	・管理監督者を対象に、職場におけるメンタルヘルス対策 に関する研修会を開催 ・一般職員を対象に、ストレス予防・軽減のための知識の 普及に関する研修会を開催	県 共 済 組 合	4月～1月	
	メンタルヘルス研修用 D V D 貸 出 事 業	所属所や組合員で構成される各種団体等に対し、メンタル ヘルス研修用D V Dの貸出を実施	共 済 組 合	通年	事前に電話等で借用期間を予約のうえ「貸出申込書」を提 出（貸出期間は1週間） 貸出D V D 「教員のためのメンタルヘルス（全3巻）」

健康保持・増進、健康相談

事 業 名		事 業 概 要	実施主体	実施時期	摘 要
健 康 保 持 ・ 増 進	心のセルフチェック	Web上でのメンタルヘルスのセルフチェック ＊対象者：組合員	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 公立学校共済組合本部ホームページのトップページにある「心のセルフ チェックシステム」にアクセスし、「セルフチェック」からログイン ID：teacher パスワード：teacher30
	健康管理図書配布	健康管理に関するカレンダーを配布	共 済 組 合	12月	

健康保持・増進	健康ウォーキング事業		所属内で3人1組のチームを編成し、期間中の起床から就寝までの歩数を歩数計で計測	共 済 組 合	10月 (予定)	要申請 実施予定人数 200組 (600人)
	復 職 支 援 プログラム事業		精神疾患により長期休業している職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートを実施 *対象者 ・県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員 ・県教育委員会事務局職員及び県教育機関職員	県 共 済 組 合	通年	要申請 〔支援内容〕 ・職場復帰訓練期間中の傷害保険加入（県） ・職場復帰訓練及び復帰後の再発防止を支援する、リワークアドバイザー（臨床心理士）の派遣（県・共済組合）
健康 こころの相談		メンタルヘルス 健 康 相 談	メンタルヘルス相談窓口を県内5か所に設置 *対象者：組合員とその家族、職場の上司	共 済 組 合	通年	〔相談窓口〕 ・わだ心療内科クリニック（山形市） ・新庄明和病院（新庄市） ・佐藤病院（南陽市） ・なごみクリニック（鶴岡市） ・県庁職員診療所内健康相談室（山形市） *相談は無料 *詳細は14ページをご覧ください。
		メンタルヘルス (心の健康づくり) アドバイザー派遣	臨床心理士を各所属所に派遣し、メンタルヘルス相談を実施	共 済 組 合	通年	要申請 事前に電話等でアドバイザーの派遣希望日時等を連絡のうえ「派遣申込書」を提出
		電話メンタル ヘルス相談	臨床心理士がカウンセリングを実施 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 フリーダイヤル（0120-783-269） 携帯電話等からも利用可 受付時間 月曜～土曜（祝日・年末年始を除く） 10：00～22：00 利用時間 1回20分程度
		面談メンタル ヘルス相談	臨床心理士がカウンセリングを実施 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕（1人年5回まで無料） フリーダイヤル（0120-783-269） 携帯電話等からも利用可 面談予約受付時間 月曜～土曜（祝日・年末年始を除く） 10：00～20：00 利用時間 1回50分程度 面談場所 山形市等全国主要都市のカウンセリングルーム
		心の健康相談	東北中央病院内において、心の健康相談を実施 (予約制) *対象者：組合員とその被扶養者	東 北 中 央 病 院	通年	〔利用方法〕（1人年3回まで無料） フリーダイヤル（0120-81-4898） 携帯電話等からも利用可 相談予約受付時間 平日（土曜・年末年始を除く） 9：00～17：00 相談日（完全予約制） 平日（土曜・年末年始を除く） 10：00～12：00 カウンセラー（臨床心理士） 毎月 第1木曜 13：00～17：00 精神科医 毎月 第3木曜 13：00～17：00 カウンセラー（臨床心理士） 毎月 第1・2・4土曜 13：00～17：00 カウンセラー（臨床心理士） *平日の午前中と第1・2土曜は女性カウンセラーが対応

健康相談	こころの相談	W e b 相 談	電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間365日、相談を受付 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 URL「https://www.mh-c.jp/」 ログイン番号（783269）を入力してログイン 臨床心理士が3営業日以内を目途にメール回答
	体の相談	教 職 員 電 話 健 康 相 談 2 4	①健康相談、②小児救急相談、③医療機関案内、④専門医相談（予約制）等に保健師等の専門家が対応 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 フリーダイヤル（0120-24-8349） 携帯電話等からも利用可 受付時間 24時間365日 利用時間 1回20分程度
		女 性 医 師 電 話 相 談	女性疾患等についての相談に女性医師が対応（予約制） *対象者：組合員とその被扶養者（女性のみ）	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 フリーダイヤル（0120-215-579） 携帯電話等からも利用可 受付時間 月曜～土曜（祝日・年末年始を除く） 10：00～21：00 利用時間 1回20分程度
	介護の相談	介護電話相談	介護全般に関する相談にケアマネジャーや社会福祉士が対応 *対象者：組合員とその被扶養者	共 済 組 合 本 部	通年	〔利用方法〕 フリーダイヤル（0120-515-579） 携帯電話等からも利用可 受付時間 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00 利用時間 1回20分程度

共済組合・互助会の給付（医療費・祝金等）

事 項			共 済 組 合	互 助 会
病気になったとき	組 合 員	医療機関等で診療を受けたとき		
		医 療 機 関 等 に 直 接 支 払 う も の	○療養の給付 医療費から一部負担金（3割に相当する額）を控除した額 ○入院時食事療養費 入院時に食事療養に要した額から標準負担額を控除した額 ○入院時生活療養費（65歳以上で療養病床に入院の場合） 特定長期入院時に生活療養に要した額から標準負担額を控除した額 ○訪問看護療養費 居宅にて指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、一部負担金を控除した額	

病 気 に な っ た と き	組合員に 支 払 う も の	○療 養 費 要申請 組合員証を使用しないで診療を受けたとき又は治療用装具(コルセット等)の装着、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき、医療費から一部負担金（3割に相当する額）を控除した額 ＊共済組合の事前承認を必要とする場合があります。 ○高額療養費 一部負担金が、次表により算出された自己負担限度額を超えた場合の当該超過額 <table><tr><th>所得区分</th><th>掛金の標準となる標準報酬月額</th><th>一月あたりの自己負担限度額</th><th>多数該当</th></tr><tr><td>上位Ⅰ</td><td>ア 83万円以上</td><td>252,600円+(医療費－842,000円)×1%</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>上位Ⅱ</td><td>イ 53万円以上83万円未満</td><td>167,400円+(医療費－558,000円)×1%</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>一般Ⅰ</td><td>ウ 28万円以上53万円未満</td><td>80,100円+(医療費－267,000円)×1%</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>一般Ⅱ</td><td>エ 28万円未満</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>低所得</td><td>オ 市町村民税非課税者</td><td>35,400円</td><td>24,600円</td></tr></table> ＊多数該当とは、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給の場合 ○高額介護合算療養費 要申請 組合員とその被扶養者が1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にかかった「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担の合算額から算定基準額を控除した額 ＊自己負担額とは、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、公費負担及び高額介護サービス費並びに入院時の食事代、差額ベット代等保険診療対象外のものを控除し、なお残る額 ○移 送 費 要申請 最も経済的な通常の経路及び方法により緊急移送された場合の旅費相当額 ○一部負担金払戻金 一部負担金（医療費（入院時食事療養費を除く。）の3割に相当する額から高額療養費の額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の場合は、50,000円）を控除した額（100円未満切捨）	所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月あたりの自己負担限度額	多数該当	上位Ⅰ	ア 83万円以上	252,600円+(医療費－842,000円)×1%	140,100円	上位Ⅱ	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費－558,000円)×1%	93,000円	一般Ⅰ	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費－267,000円)×1%	44,400円	一般Ⅱ	エ 28万円未満	57,600円	44,400円	低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円	○会員療養見舞金 要申請（公立学校共済組合非加入会員のみ） 組合員が公務又は労務によらない病気又は負傷によって療養を受けたとき、療養に要した費用を1月1保険医療機関（入院、外来別）ごとに合算して得た額から次の①～③の額を控除して得た額（100円未満切捨） ①医療保険各法のいずれかの規定により支給される療養の給付及び療養費 ②4,000円 ただし、医療保険各法のいずれかの規定による高額療養費が支給されるときは、理事長が別に定める額 ③他の法令又は地方公共団体の条例による公費負担額 ＊上限額は21,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合は、46,000円）
	所得区分	掛金の標準となる標準報酬月額	一月あたりの自己負担限度額	多数該当																							
上位Ⅰ	ア 83万円以上	252,600円+(医療費－842,000円)×1%	140,100円																								
上位Ⅱ	イ 53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費－558,000円)×1%	93,000円																								
一般Ⅰ	ウ 28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費－267,000円)×1%	44,400円																								
一般Ⅱ	エ 28万円未満	57,600円	44,400円																								
低所得	オ 市町村民税非課税者	35,400円	24,600円																								
病 気 の た め 休 職 し 、 給 料 が 支 給 さ れ な い と き	病 気 の た め 休 職 し、給 料 が 支 給 さ れ な い と き	○傷病手当金 要申請 傷病の療養のため引き続き勤務に服することができなくなった日から4日目以降で、報酬(給与)の減額又は退職により実際に手当金の支給が発生した日を支給開始日とし、最長1年6か月（結核性の疾病については最長3年間）、支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入) ○傷病手当金附加金 要申請 傷病手当金受給期間が満了した翌日以降も給付要件が継続している場合、在職中に限り最長6か月、1日あたり支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22(10円未満四捨五入)×2/3(円未満四捨五入)	○傷病見舞金 要申請 病気又は負傷の療養のために休職し、給料の全部が支給されないとき、互助会掛金相当額に20,000円を加算した額 ＊請求様式は共済組合と共用																								

病
気
に
な
っ
た
と
き

組 合 員

障害等級 1 級～3 級に該当するとき

○**障害共済年金**（平成27年 9 月30日までは、在職中は支給されません。）
組合員である間に初診日のある傷病により障害等級の 1 級から 3 級の障害の状態になったときに受給権が発生します。
○**障害厚生年金**（平成27年10月 1 日以降は、在職中でも支給されます。）
組合員である間に初診日のある傷病により障害等級の 1 級から 3 級の障害の状態になったときに受給権が発生します。平成27年10月以降は職域年金相当部分を除き支給されます。
＊障害等級 1 級、2 級に認定された方は、日本年金機構裁定の障害基礎年金も支給されます。

被扶養者

医療機関等で診療を受けたとき

○**家族療養の給付**
医療費から一部負担金（小学校就学前乳幼児は 2 割、70歳以上75歳未満の者は 1 割（ただし、誕生日が昭和19年 4 月 2 日以降の者は 2 割）、前記以外の者は 3 割に相当する額）を控除した額
○**入院時食事療養費**
入院時に食事療養に要した額から標準負担額を控除した額
○**入院時生活療養費**（65歳以上で療養病床に入院の場合）
特定長期入院時に生活療養に要した額から標準負担額を控除した額
○**家族訪問看護療養費**
居宅にて指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、一部負担金を控除した額

組 合 員 に 支 払 う も の

○**家族療養費**

要申請

組合員被扶養者証を使用しないで診療を受けたとき又は治療用装具（コルセット等）の装着、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき、医療費から一部負担金（小学校就学前乳幼児は 2 割、70歳以上75歳未満の者は 1 割、（ただし、誕生月が昭和19年 4 月 2 日以降の者は 2 割）、前記以外の者は 3 割に相当する額）を控除した額
＊共済組合の事前承認を必要とする場合があります。
○**高額療養費**
一部負担金が、次表により算出された自己負担限度額を超えた場合の当該超過額

所得区分		掛金の標準となる標準報酬月額	一月あたりの自己負担限度額	多数該当
上位Ⅰ	ア	83万円以上	252,600円+(医療費－842,000円)× 1 %	140,100円
上位Ⅱ	イ	53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費－558,000円)× 1 %	93,000円
一般Ⅰ	ウ	28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費－267,000円)× 1 %	44,400円
一般Ⅱ	エ	28万円未満	57,600円	44,400円
低所得	オ	市町村民税非課税者	35,400円	24,600円

＊多数該当とは、過去12ヶ月に 3 回以上高額療養費の支給を受け 4 回目以降の支給の場合

○**家族療養見舞金**

要申請

（公立学校共済組合非加入会員のみ）
被扶養者が病気又は負傷によって療養を受けたとき、療養に要した費用を 1 月 1 保険医療機関（入院、外来別）ごとに合算して得た額から次の①～③の額を控除して得た額（100円未満切捨）
①医療保険各法のいずれかの規定により支給される家族療養費
②4,000円
ただし、医療保険各法のいずれかの規定による高額療養費が支給されるときは、理事長が別に定める額
③他の法令又は地方公共団体の条例による公費負担額
＊上限額は21,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合は、46,000円）

病 気 に な っ た と き		被扶養者	組 合 員 に 支 払 う も の	○高額介護合算療養費 ☐要申請 組合員とその被扶養者が1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）にかかった「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担の合算額から算定基準額を控除した額 * 自己負担額とは、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金、公費負担及び高額介護サービス費並びに入院時の食事代、差額ベット代等保険診療対象外のことを控除し、なお残る額 ○家族移送費 ☐要申請 最も経済的な通常の経路及び方法により緊急移送された場合の旅費相当額 ○家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金 一部負担金（医療費（入院時食事療養費を除く。）の1割から3割に相当する額から高額療養費の額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の場合は、50,000円）を控除した額（100円未満切捨）	
欠 勤 の た め 給 料 が 支 給 さ れ な い と き				○休業手当金 ☐要申請 次により欠勤した場合、その期間につき、1日当たり標準報酬日額の50%（円未満切捨） ①被扶養者の傷病 全期間 ②配偶者の出産 14日 ③非常災害 5日 ④組合員の婚姻、配偶者の死亡又は被扶養者等の婚姻若しくは葬祭 7日 ⑤被扶養者でない配偶者、又は一親等の親族の傷病 14日 ⑥大学・高校通信教育の面接授業 通信教育の面接授業に要する期間	
出 産 等 に 関 す る も の	組 合 員	妊 娠 し た と き		○妊婦検診費 ☐要申請 会員が母子手帳の交付を受けたとき 20,000円	
		出産したとき又は1年以上組合員であった者が退職後6カ月以内に出産したとき	○出 産 費 ☐要申請 404,000円 （産科医療補償制度該当の場合は1.6万円加算） ○出産費附加金 ☐要申請 50,000円	○出産見舞金 ☐要申請 * 請求様式は共済組合と共用 50,000円	
		産前産後休業したとき	○掛金（短期・介護・福祉・退職等年金）及び厚生年金保険料の免除 ☐要申出 免除期間：産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 * 産前産後休業とは、出産日（出産日が出産予定日後のときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの間で勤務に服さない期間	○掛金（一般給付・福祉）の免除 ☐要申出 * 免除期間は共済組合と同じ * 申出様式は共済組合と共用	
		出産のため休業し給料が支給されないとき	○出産手当金 ☐要申請 産前42日、産後56日間、1日当たり支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額÷22（10円未満四捨五入）×2/3（円未満四捨五入）		
	被扶養者が出産したとき		○家族出産費 ☐要申請 404,000円 （産科医療補償制度該当の場合は1.6万円加算） ○家族出産費附加金 ☐要申請 50,000円	○出産見舞金 ☐要申請 * 請求様式は共済組合と共用 20,000円	

育 児 休 業 し た と き			○育児休業手当金 要申請 育児休業期間中、育児休業開始から180日に達するまでの間、1日当たり標準報酬日額の67%。それ以降2歳まで、1日当たり標準報酬日額の50%（円未満切捨、支給上限あり） * 1歳を超え2歳までの場合は支給要件があります。 ○掛金（短期・介護・福祉・退職等年金）及び厚生年金保険料の免除 要申出 免除期間：育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日（育児休業に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間	○掛金（一般給付・福祉）の免除 要申出 * 免除期間は共済組合と同じ * 申出様式は共済組合と共用
介 護 休 業 し た と き			○介護休業手当金 要申請 介護休業期間中、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間、1日当たり標準報酬日額の67%（円未満切捨、支給上限あり）	○介護休業見舞金 要申請 介護休業（休暇）期間（介護休業手当金又は介護休業給付金の支給期間を除く）中、1日当たり標準報酬日額（休業開始時賃金日額）の60%（支給上限あり） * 請求様式は共済組合と共用
死 亡 し た と き	組 合 員	遺 族 が い る と き	○遺族共済年金（平成27年9月30日まで） ○遺族厚生年金（平成27年10月1日以降） 遺族とは、組合員の配偶者、子（18歳に達する日の属する年度末までにある配偶者のいない者）、父母、孫及び祖父母であって、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた者をいいます。 * 夫、父母、祖父母については55歳以上の年齢要件があります。	○会員弔慰金 要申請 600,000円 * 請求様式は共済組合と共用 ○退職生業資金 要申請 会員期間1ヵ月につき1,000円+割増金（年0.1%） ○埋 葬 料 要申請 50,000円 * 請求様式は共済組合と共用 ○永年勤続祝金 要申請 40,000円 20年以上の会員期間を有したとき ○遺児激励金 要申請 ①12歳未満の子一人につき 300,000円 ②12歳以上15歳未満の子一人につき 200,000円 ③15歳以上18歳未満の子一人につき 100,000円 * 請求様式は共済組合と共用 ○弔 慰 金 要申請 10,000円 会員が退職互助部現職加入者の場合 ただし、配偶者が特別加入者の資格を取得しないときは、納入掛金総額を加算して支給
		埋 火 葬 し た と き	○埋 葬 料 要申請 50,000円 ○埋葬料附加金 要申請 25,000円	
		非 常 災 害 の と き	○弔 慰 金 要申請 標準報酬月額	
	被扶養者	埋 火 葬 し た と き	○家族埋葬料 要申請 50,000円 ○家族埋葬料附加金 要申請 25,000円	○配偶者弔慰金 要申請 100,000円 * 扶養関係は問わない ○埋 葬 料 要申請 ①被扶養者である配偶者 20,000円 ②上記以外の被扶養者 10,000円 * 請求様式は共済組合と共用
		非 常 災 害 の と き	○家族弔慰金 要申請 標準報酬月額の70%	

退職後にともなう給付	退職（死亡退職を除く）により互助会を退会するとき（再任用職員を除く）		○退職生業資金 要申請 会員期間 1 カ月につき1,000円＋割増金（年0.1％）																																														
	会員期間 20 年以上有して退職するとき		○永年勤続祝金 要申請 40,000円																																														
	退職したとき	○退職共済年金（平成27年 9 月30日まで） 65歳から支給。＊経過措置による支給開始年齢の特例があります。 ○老齢厚生年金（平成27年10月以降） 65歳から支給。＊経過措置による支給開始年齢の特例があります。 ○退職等年金給付（平成27年10月以降の組合員期間がある場合） 65歳から支給され、半分は有期年金、半分は終身年金。 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。 ＊平成27年 9 月までの組合員期間がある場合は、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金も支給されます。 ○任意継続組合員 要申出 退職日から20日以内に加入の申出をし掛金を納付することにより、在職中とほぼ同様の医療給付等を受けることができます（最長 2 年間）。																																															
天災などで損害を受けたとき		○災害見舞金 要申請 非常災害により住居又は家財の1/3以上が焼失又は滅失し若しくはこれと同程度の損害を受けたとき、その程度により標準報酬月額に次表の各欄の月数を乗じた額 <table><tr><th colspan="3">損 害 の 程 度</th><th>月数</th></tr><tr><td rowspan="2">①</td><td>1</td><td>住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr><tr><td rowspan="4">②</td><td>1</td><td>住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="4">2 月</td></tr><tr><td>2</td><td>住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr><tr><td>3</td><td>住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき</td></tr><tr><td>4</td><td>住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr><tr><td rowspan="4">③</td><td>1</td><td>住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="4">1 月</td></tr><tr><td>2</td><td>住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr><tr><td>3</td><td>住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td></tr><tr><td>4</td><td>住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr><tr><td rowspan="2">④</td><td>1</td><td>住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき</td><td rowspan="2">0.5月</td></tr><tr><td>2</td><td>住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき</td></tr></table>	損 害 の 程 度			月数	①	1	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3 月	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	②	1	住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	2 月	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3	住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	③	1	住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	1 月	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3	住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	④	1	住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月	2	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	○災害見舞金 要申請 損害の程度により次表の各欄に掲げる額 <table><tr><th>損 害 の 程 度</th><th>給付額</th></tr><tr><td>共済組合の「損害の程度①」を準用</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>共済組合の「損害の程度②」を準用</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>共済組合の「損害の程度③」を準用</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>共済組合の「損害の程度④」を準用</td><td>45,000円</td></tr></table> ＊請求様式は共済組合と共用	損 害 の 程 度	給付額	共済組合の「損害の程度①」を準用	300,000円	共済組合の「損害の程度②」を準用	150,000円	共済組合の「損害の程度③」を準用	90,000円	共済組合の「損害の程度④」を準用	45,000円
損 害 の 程 度			月数																																														
①	1	住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	3 月																																														
	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
②	1	住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	2 月																																														
	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
	3	住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき																																															
	4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
③	1	住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	1 月																																														
	2	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
	3	住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき																																															
	4	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
④	1	住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき	0.5月																																														
	2	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき																																															
損 害 の 程 度	給付額																																																
共済組合の「損害の程度①」を準用	300,000円																																																
共済組合の「損害の程度②」を準用	150,000円																																																
共済組合の「損害の程度③」を準用	90,000円																																																
共済組合の「損害の程度④」を準用	45,000円																																																
結婚したとき			○結婚祝金 要申請 50,000円																																														
子供が入学したとき			○入学祝金 要申請 10,000円 子が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき ＊扶養関係は問わない																																														

リフレッシュ推進事業、公益事業

事業名		事業概要	実施主体	実施時期等	摘 要
リフレッシュ推進事業	プロスポーツ体感支援事業	東北楽天ゴールデンイーグルス 観戦チケット代金の補助	互 助 会	7月～8月開催の 4試合程度	自己負担額 2,000円 4月、6月に実施要領を所属所に送付
		モンテディオ山形 観戦チケット代金の補助	互 助 会	6月～10月開催の 6試合程度	自己負担額 1,000円 4月、6月、9月に実施要領を所属所に送付
		パスラボ山形ワイヴァンズ 観戦チケット代金の補助	互 助 会	11月～12月開催の 4試合程度	自己負担額 1,000円 9月に実施要領を所属所に送付
		アランマーレ 観戦チケット代金の補助	互 助 会	11月開催の 2試合程度	自己負担額 500円 9月に実施要領を所属所に送付
	リフレッシュ活動支援事業	会員のゆとりと健康増進を図るため、契約事業所を利用する際の補助券を配付	互 助 会	4月下旬	4月1日現在、会員資格を有する者に3,500円の補助券を配付
公益事業	保養施設等 宿泊利用補助	組合員からの申請による補助券の発行 組合員及びその被扶養者が補助対象施設に宿泊する場合に2,000円／泊の補助券を発行 ＊詳細は13ページをご覧ください。	共 済 組 合	4月～3月	利用日の1週間前までに申請 ＊1回の利用につき2泊限度 ＊組合員1名につき年間10枚を交付上限とする。 (認定被扶養者分含む。)
	スクールコンサート	児童、生徒の豊かな感性を育むとともに、地域文化の向上を図るため、学校等を会場に演奏会を実施	互 助 会	5月～12月	実施校36校 (平成31年度の実施校は、平成31年2月に募集)

生活の安定

事業名		事業概要	実施主体	実施時期等	摘 要
生活の安定	55歳以上生活設計講座 (ライフプランセミナー)	4月1日現在、54歳以上の希望する組合員を対象に退職後の生活設計セミナーを開催（初受講者を優先）	県 共 済 組 合 互 助 会	8月	要申請 8月2日(木) 村山会場（山形ビッグウイング） 定員400人 8月3日(金) 庄内会場（なの花ホール） 定員150人
	若年層向け ライフプランセミナー	4月1日現在、29歳以上49歳未満の希望する組合員を対象に、健康講座及びライフプランシミュレーションセミナーを開催	県 共 済 組 合	8月	要申請 8月9日(木) 山形県庁 定員50人
	法律相談事業	日常生活を営む上で発生する諸問題、諸事件（離婚・財産相続・破産・民事再生事件・刑事事件・民事事件・賠償責任事件等）に対処するため「法律相談事業」を実施 ＊初回の相談料が無料（30分程度）	互 助 会	随時	〔利用方法〕 会員が直接契約弁護士に電話等で相談 受付時間 9:00～18:00(月～金) 契約弁護士 伊藤三之法律事務所 弁護士 伊藤 三之 氏 〒990-0057 山形市宮町五丁目12-21 TEL 023-633-7860 FAX 023-633-7160

生 活 の 安 定	財 形 貯 蓄 事 業	給与及び期末勤勉手当からの天引により貯蓄を行う制度で、教職員の目的に応じた財産作りを支援	県	新規募集及び 積立額の変更 10月	財形貯蓄の種類は目的別に3種類 ①一般財形貯蓄・・・3口まで ②財形年金貯蓄・・・1口 ③財形住宅貯蓄・・・1口 *②と③は合算して550万円まで非課税
	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	加入者自らが掛金を定めて拠出・運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される私的年金制度 *個人型確定拠出年金の制度については、国民年金基金連合会のホームページ(http://www.ideco-guide.jp/)をご覧ください。	県 (国民年金基金連合会)	随時	事業主証明書の発行を依頼する場合は、次の①～③の書類を添えて所属所を経由して福利課へ提出する。 ①「第2号加入者に係る事業主の証明書」(共済組合員用) ②「基礎年金番号等の利用に関する同意書」(様式第1号) ③基礎年金番号を確認できる書類の写し *事業主証明書の交付まで2週間程度要する場合があります。
	福 祉 保 険 制 度	「ファミリー年金」「傷病休職給付金」「医療費支援制度」で構成される、公的給付(年金や健康保険)を補完する任意加入の保険制度	共 済 組 合 本 部	新規加入及び 更新 6月～7月 (新採職員は 4月)	[保障期間] 11月1日～翌年の10月31日 (*毎年更新)

退職互助部事業（給付・福祉）

		事 業 概 要
給 付 事 業	療 養 補 助 金	特別加入者が疾病又は負傷により療養を受けたとき、自己負担額(保険適用)から1,000円未満の端数と2,000円を控除して得た額を給付 *給付期間は60歳に達した月の翌月から75歳に達する月までの期間
	脱 退 一 時 金	資格の喪失(死亡の場合を除く)又は特別加入者の資格を希望しないとき、納入掛金総額を給付
	弔 慰 金	現職加入者が死亡したとき 納入掛金総額+10,000円 ただし、配偶者が特別加入者の資格を取得するとき 10,000円
	長 寿 祝 金	特別加入者が88歳(数え年)の米寿を迎えたとき 30,000円
	献 花 料	特別加入者が死亡したとき ①療養補助金給付開始年齢前 退職互助部事業納入掛金総額の9割の額(円未満端数切捨) ② 〃 給付開始年齢後の経過年数により 5,000円～100,000円
福 祉 事 業		会報「互助やまがた」の発行(年2回) 健康増進事業(スポーツ観戦補助、芸術鑑賞補助等) 施設利用補助券の交付(2,000円/泊) 法律相談事業(契約弁護士による法律相談) 健康診断補助事業(健康診断、人間ドック等の受診料の一部を補助)

*現職加入者とは35歳以上の会員で退職互助部への加入を希望した者、特別加入者とは現職加入者が50歳以上で退職し特別加入者の資格取得を希望した者です。

共済組合及び互助会の貸付事業

公立学校共済組合				山形県教職員互助会			
貸付の種類	貸付限度額	貸付利率(年利)	償還回数	貸付の種類	貸付限度額	貸付利率(年利)	償還回数
一 般 貸 付	200万円	1.32%	120回以内	生 活 資 金	100万円	1.26%	60回以内
住 宅 貸 付	1,800万円	1.32%	360回以内	住 宅 資 金	1,000万円	1.26%	240回以内
教 育 貸 付	550万円	1.32%	250回以内	入 学 資 金	200万円	1.26%	60回以内
医 療 貸 付	120万円	1.32%	110回以内	教 育 資 金	200万円	1.26%	60回以内
住宅災害貸付	1,900万円	0.99%	360回以内	自 動 車 資 金	200万円	1.26%	60回以内
介護構造貸付	300万円	1.06%	360回以内	研修旅行資金	200万円	1.26%	60回以内
災 害 貸 付	200万円	0.99%	120回以内	物品購入資金	200万円	1.26%	60回以内
結 婚 貸 付	200万円	1.32%	120回以内	＊償還開始月（貸付金を借り受けた日の翌月）の貸付利率が償還終了まで適用されます。 ＊貸付保険料は、本会が負担します。 ＊収入印紙代は貸付金送金時に貸付金から控除しますので、申込時において借用証書に貼付する必要はありません。 ＊毎月の償還金の合計額（公立学校共済組合の償還金を含む。）が、給料月額の30%以上になる場合は、貸付けできません。			
高 額 医 療 貸 付	高額療養費相当額	無利息	高額療養費支給時に一括控除				
出 産 貸 付	出産費(家族含む)相当額	無利息	出産費支給時に一括控除				
葬 祭 貸 付	200万円	1.32%	120回以内				
特 別 貸 付 (再任用者へ貸付)	給料月額×3／10 ×残任期月数	1.32%	残任期月数内 (賞与と併用返済不可)				
＊今後、金利情勢の変動に伴い、貸付利率が変動する場合があります。 ＊貸付利率には、貸付保険料率（年0.06%）を含みます。 ＊一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付は、「貸付時のこれらの未償還元金総額」と「新たな申込額」の合算額上限を700万円とし、その範囲内での貸付となります。 ＊償還金年額（当共済組合以外の借入金を含む。）が、給与月額の4.8倍以上になる場合は、貸付けできません。 ＊知事部局・市町村教育委員会に異動された場合でも継続して償還可能です（市町村教育委員会への異動の場合は異動後5年間）。							

組合員資格変更等の際は手続きをお忘れなく！

- 新規に採用されたとき
- 他共済及び公立学校共済組合の他支部から転入したとき

組合員資格を取得します。

「資格取得届」に、業務用口座指定申出書、被扶養者申告書(被扶養者を認定する場合)を添えて提出してください。他支部から転入したときは、前支部の組合員証を添付してください。

- 退職したとき(引き続きフルタイム再任用者を除く)
- 他共済及び公立学校共済組合の他支部へ転出したとき

組合員資格を喪失します。

「資格喪失届」に、組合員証、被扶養者証(交付を受けた場合)を添えて提出してください。他支部へ転出したときは、転出先の支部に組合員証を提出してください。

- 被扶養者が就職等により被扶養者認定要件を欠いたとき

被扶養者認定を取消します。

「被扶養者申告書」に、就職先の辞令または新しい保険証の写し等と被扶養者証を添えて提出してください。

- 家族が退職等により被扶養者認定要件を満たしたとき

被扶養者として認定できます(※)

「被扶養者申告書」に退職したことがわかる書類、所得額証明書等を添えて提出してください。60歳未満の配偶者の場合は「国民年金第3号被保険者届」も必要です。

(※)失業給付金(日額3,612円以上)の受給期間中は、被扶養者として認定することはできません。

- 氏名を変更したとき

変更後の組合員証、被扶養者証を交付します。

組合員の場合は、「異動届」に変更手続き済の業務用口座通帳の写し、変更前の組合員証を添えて、被扶養者の場合は、「被扶養者申告書」に変更前の被扶養者証を添えて、提出してください。

保養施設宿泊利用補助事業のご案内

組合員とその被扶養者が、補助対象施設に宿泊する場合に、宿泊料の一部を補助し、元気回復と健康増進を図ることを目的として実施しています。

☆対象者：公立学校共済組合員とその被扶養者(ただし小学生以上)
認定被扶養者だけで利用する場合も該当します。

☆補助額：1泊 2,000円

☆補助の制限：1回の利用補助は2泊を限度とします。また、組合員1名につき、年間10枚を交付上限とします(認定被扶養者分も含む)。

☆申請方法：「保養施設等宿泊利用補助券交付申請書」を利用日の1週間前(厳守)までに公立学校共済組合山形支部あて郵送又はファックスでお送りください。交付申請書は公立学校共済組合山形支部のホームページからダウンロードすることができます。



掲載場所：「[山形支部トップページ](#)」→「[厚生サービスを利用する](#)」
→「[宿泊施設を利用するとき](#)」をクリックしてください！

☆補助対象施設：

No.	対象施設名(所在地)	電話番号	No.	対象施設名(所在地)	電話番号
1	あこや会館(山形市)	023(642)1358	14	川西町浴浴センターまどか(川西町)	0238(42)4126
2	国民宿舎竜山荘(山形市)	023(694)9457	15	鷹野湯温泉パレス松風(白鷹町)	0238(85)1001
3	KKR蔵王白銀荘(山形市)	023(694)9187	16	いいで添川温泉しらさぎ荘(飯豊町)	0238(74)2161
4	パラシオもがみ(天童市)	023(654)0906	17	ホテルフォレストいいで(飯豊町)	0238(78)0001
5	ひまわり温泉ゆらら(中山町)	023(662)5780	18	コテージ村 木湖里館(飯豊町)	0238(78)0001
6	Asahi自然観(朝日町)	0237(83)7111	19	白川温泉いいで白川荘(飯豊町)	0238(77)2124
7	べに花温泉ひなの宿(河北町)	0237(85)0789	20	飯豊梅花皮荘(小国町)	0238(64)2111
8	クアハウス碁点(村山市)	0237(56)3351	21	白い森交流センターりふれ(小国町)	0238(67)2011
9	くつろぎの宿花笠高原荘(尾花沢市)	0237(28)2121	22	うしお荘(湯野浜温泉)(鶴岡市)	0235(75)2715
10	大石田温泉 あったまりランド深堀(大石田町)	0237(35)5353	23	いろり火の里田田の宿(三川町)	0235(66)5300
			24	鳥海温泉遊楽里(遊佐町)	0234(77)3711
11	シェーネスハイム金山(金山町)	0233(52)7761	25	湯の台温泉鳥海山荘(酒田市)	0234(61)1727
12	まむろ川温泉梅里苑(真室川町)	0233(62)2373	26	眺海の森さんさん(酒田市)	0234(62)2633
13	むつみ荘(赤湯温泉)(南陽市)	0238(43)3035			

☆注意事項：

※1 利用補助券は、チェックイン時にフロントに提出してください(会計時の提出では、補助券の利用ができない場合があります)。

※2 公務による出張については、補助の対象となりません。

こころと体の相談窓口のご案内

こころの相談

※電話は携帯電話やPHSからも利用可能です。

<メンタルヘルス健康相談> \ 医療機関で相談 /

県内の5医療機関にて専門医が相談に応じます。

◇利用対象者：組合員とその家族、職場の上司（治療中の方を除く）

◇相談料：無料 ただし、治療に入った場合は一般診療扱いとなります。

◇相談方法：希望する病院に電話で予約をしてください。その際、「公立学校共済組合のメンタルヘルス相談」であることを伝えてください。

相談料
無料

相談窓口	所在地	電話番号
わだ心療内科クリニック	山形市小白川4-3-24	023-624-0246 (木曜午後・土曜午後・日曜・祝日休診)
新庄明和病院	新庄市大字福田806	0233-22-2047 (土曜・日曜・祝日休診)
佐藤病院	南陽市柵塚948-1	0238-40-3170 (土曜・日曜・祝日休診)
なごみクリニック	鶴岡市桜新町13-3	0235-29-3753 (水曜・木曜・祝日休診)
県庁診療所内健康相談室	山形市松波2-8-1	023-630-2816 (福利課取次)

<心の健康相談> \ 東北中央病院で相談 /

精神科医や臨床心理士が面談でお話を伺います。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者

◇相談料：無料（年3回まで）

◇相談方法：完全予約制ですので、まずは下記番号へお電話ください。

◇相談日：精神科医：第1木曜 13:00～17:00

カウンセラー：月～金曜 10:00～12:00

第3木曜 13:00～17:00

第1・2・4土曜 13:00～17:00

※平日の午前中と第1、第2土曜は女性カウンセラーが対応します。

相談料
無料

通話料
無料

予約専用 0120-81-4898

(予約受付時間は、平日(土曜・年末年始を除く)9:00～17:00まで)

<Web相談(こころの相談)>

共済組合本部事業

電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間ご相談を受け付けます。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者

◇相談方法：下記HPにアクセスして、相談内容を入力してください（回答は臨床心理士が3営業日以内を目途に返信します）。

URL: <https://www.mh-c.jp/> ※ログインには6桁のログイン番号(783269)が必要です。

<電話・面談メンタルヘルス相談>

「こころの専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者

電話
相談

・受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く)

10:00～22:00

・1人1回20分程度

面接
相談

・受付時間 月曜～土曜(祝日・年末年始を除く)

10:00～20:00

・1回50分程度

・年5回まで無料

・面談は山形市等全国主要都市のカウンセリングルームで実施

相談料
無料

通話料
無料

悩み に お く
0120-783-269

体の相談

<教職員電話健康相談24> \ 急な相談に! /

共済組合本部事業

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者

◇相談内容：一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談、医療機関案内など。

◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

24時間 や さ し く
0120-24-8349

<女性医師電話相談> \ 女性限定!まずは予約 /

共済組合本部事業

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向け予約制のサービスです。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者（女性のみ）

◇受付時間：月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～21:00

◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

女性医師に こ 納 得
0120-215-579



☆ 介護の相談

<介護電話相談>

共済組合本部事業

介護現場での実務経験を生かして、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

◇利用対象者：組合員とその被扶養者

◇相談内容：介護全般に関するご相談の他、最寄の地域相談窓口や在宅サービス事業の情報、ご希望条件にあった有料老人ホームの情報を迅速にご提供します。

◇受付時間：月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00

◇利用時間：1回20分程度

通話料
無料

介 護 こ 納 得
0120-515-579



■ お問い合わせ先

県・共済組合	▶ 給付担当 023-630-2884、2886 (被扶養者の認定等、各種給付事業等) ▶ 年金担当 023-630-2887 (年金関係、iDeCo関係) ▶ 健康管理担当 023-630-2882、2816 (各種健診、健康保持・増進、健康相談、保養施設等利用補助) ▶ 貸付担当 023-631-5950 (貸付事業、財形貯蓄事業等) ▶ 庶務係 023-630-2883 (掛金関係)
教職員互助会	▶ 福利担当 (現職会員の給付、貸付事業等) 023-631-5115 ▶ 厚生担当 (退職互助部事業等) ▶ 総務係 (掛金関係)